

関西広域連合委員会等の結果概要について（報告）

平成 24 年 5 月 30 日 連合委員会

平成 24 年 6 月 30 日 連合委員会、連合議会 6 月臨時会

1. 5月30日 連合委員会

（出席者）井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、
飯泉委員、橋下委員（WEB 参加）、竹山委員（WEB 参加）

※議事 1 に関する説明：齋藤内閣官房副長官、細野原発事故収束・再発防止担当大臣
深野原子力安全・保安院長、大村原子力発電検査課長

1 原子力発電所の安全確保と再稼働について

- ・齋藤内閣官房副長官から、「大飯原子力発電所 3・4 号機の再稼働については、地元や関係自治体の意見を踏まえ、稼働の時期を適切に判断する」という、政府の方針についての説明があった。
- ・細野大臣から、5 月 22 日に国に行った「原子力発電所再稼働問題に対する申し入れ」について、再稼働にあたっての判断基準及び再稼働後の安全確保について説明があった。
- ・これを受けて、「原発再稼働に関する声明」（資料 P4）をとりまとめ、公表した。

2 今夏の電力需給の検討状況等について

- ・今夏の節電目標等を達成するため、節電対策の基本方針及びキャッチコピー・ロゴマークを決定した。今後、具体的な節電促進方策について詳細を検討し、公表することとした。

3 平成 25 年度政府予算編成等に対する提案について

- ・原案について最終確認の後、政府に対し提出することを決定した。

4 関西での首都機能バックアップ構造の構築に関する意見について

- ・原案について決定した。（資料 P5）

5 その他

- ・第一次産業分野の体制として、広域産業振興局に農林水産部を設け、仁坂委員を担当委員として体制整備を進めることを決定した。
- ・6 月 30 日に連合議会 6 月臨時会が開催（併せて連合委員会も開催）されることについて報告された。
- ・「KANSAI 国際観光 YEAR」実行委員会の設立について報告された。

2. 6月30日 連合委員会

(出席者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、松井委員、平井委員、
飯泉委員、竹山委員 (橋下委員は欠席)
※連携団体 (矢田神戸市長、その他3県は陪席)
※エネルギー検討会：関西電力(株)香川取締役副社長、長尾近畿経済産業局長、
大阪府木村副知事

1 今夏の節電目標・節電対策について (エネルギー検討会)

- ・長尾近畿経済産業局長から、国において大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階で、関西の節電目標を平成22年度比で10%以上に改定することを決定した旨の説明があった。
- ・関西電力(株)香川副社長から、大飯原子力発電所3号機の再稼働により、原子力(118万KW)・揚水(53万KW)の供給力が増加し、今夏の供給力が2,713万KWとなる見通しである旨の説明があった。
- ・関西広域連合としては、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階で、節電目標を現在の平成22年度比で「15%以上」から「10%以上」に低減することを決定した。(節電要請期間及び時間帯等は変更なし)(資料P9)
- ・また、大飯原子力発電所4号機の再起動が確実となった段階においても、節電目標を「10%以上」を維持し、産業活動等については事業に支障のない範囲で取り組むこととし、その方向で、国においても検討することを要請した。
- ・節電対策の取組状況について報告がされた。

2 国出先機関対策について

- ・アクション・プラン推進委員会(第9回)の開催結果について報告された。(資料P10)
- ・関連法案の閣議決定を待たずに、構成府県において速やかに管内市町村への説明を行うとともに、近畿市長会及び近畿町村会への説明会を実施することを決定した。

3 その他報告事項

○政令市の加入等について

- ・京都市及び神戸市加入に伴う規約改正議案の各府縣市議会での議決状況等について報告がされた。

○広域産業振興局農林水産部の体制整備について

- ・広域産業振興の立場から第一次産業への取組検討を進めること、7月中に広域産業振興局内に農林水産部を整備することについて報告された。

○資格試験・免許等業務について

- ・平成25年4月より、関西広域連合として調理師、製菓衛生師及び准看護師に係る資格試験・免許等業務を実施することについて報告された。

○平成24年度関西広域連合協議会分科会の取組みについて

- ・今後のテーマ(分野)別分科会の開催予定、有識者分科会による中長期戦略の検討について報告された。

○(京都府)首都機能バックアップ方策検討委員会中間まとめ

- ・京都府が設置した「京都首都機能バックアップ方策検討委員会」の中間まとめについて報告された。

3. 6月30日 連合議会6月臨時会

(連合議員) 27名 (本県からは谷議員、家森議員、吉田議員出席)

(理事者) 井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員 (国出先機関対策委員長)、山田委員、松井委員、平井委員、飯泉委員、橋下委員、竹山委員、分野事務局長等

(1) 付議事件等について

1 役員選挙

・議長：田中議員 (京都府)、副議長：日村議員 (兵庫県)

[各常任委員会で正副委員長を次のとおり選出]

- ・総務常任委員会：委員長 日村議員 (兵庫県)、副委員長 家森議員 (滋賀県)
- ・産業環境常任委員会：委員長 中村議員 (和歌山県)、副委員長 小玉議員 (大阪市)
- ・防災医療常任委員会：委員長 上島議員 (大阪府)、副委員長 西村議員 (堺市)

2 議案

下記2議案、全会一致にて採決

- ・議第2号議案 委員会条例一部改正について
※産業環境常任委員会・防災医療常任委員会の新設
- ・第7号議案 監査委員選任の件 (北島議員 [徳島県])

3 行政報告

・嘉田国出先機関対策委員長から、国出先機関の移管に向けた主な取組状況および今後の予定について説明があった。

4 意見書・決議

・日村議員 (兵庫県) からの提案により、「国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書」(資料P17) を政府に提出することと「国出先機関の原則廃止について市町村への十分な説明を求める決議」(資料P19) が決議された。

(2) 一般質問について

一覧 (資料P20) のとおり、12議員からの質問に対し、各委員から答弁。

1 吉田議員 (滋賀県) からの質問

下記2項目について質問があり、連合長から答弁。

「関西広域連合が処理する事務の取扱について」

「大飯原発の再稼働問題について」

2 嘉田委員からの答弁

国出先機関対策委員長およびエネルギー検討会座長として、次の質問に答弁。

- ・上島議員 (大阪府) 「電力・エネルギー問題について」
- ・岸口議員 (兵庫県) 「国出先機関対策について」
- ・中小路議員 (京都府) 「広域原子力防災対策と節電対策について」

原発再稼働に関する声明

関西地域は、40年以上にわたって、若狭湾に立地する原子力発電所から安定的な電力を受け続け、産業の振興と住民生活の向上が図られてきた。また、その安全確保のため、立地県である福井県が独自に特別な安全管理組織と専門委員会を設置し、常時厳しい監視体制がとられてきた。関西の現在の発展は、こうした取組がなければありえなかったといっても過言ではない。

そのようななか、関西電力大飯原子力発電所第3号機・第4号機が定期検査を終え、再稼働の時期を迎えているが、関西広域連合は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全性が確認できなければ再稼働すべきではないとの立場から、政府に対し三度にわたる申し入れを行い、これに基づいて、5月19日と本日の広域連合委員会において説明を受けた。

「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」は、原子力規制庁等の規制機関が発足していない中での暫定的な判断基準であることから、政府の安全判断についても暫定的なものである。従って、大飯原発の再稼働については、政府の暫定的な安全判断であることを前提に、限定的なものとして適切な判断をされるよう強く求める。

平成24年5月30日

関西広域連合

連合長	井戸敏三	(兵庫県知事)
副連合長	仁坂吉伸	(和歌山県知事)
委員	嘉田由紀子	(滋賀県知事)
委員	山田啓二	(京都府知事)
委員	松井一郎	(大阪府知事)
委員	平井伸治	(鳥取県知事)
委員	飯泉嘉門	(徳島県知事)
委員	橋下徹	(大阪市長)
委員	竹山修身	(堺市長)

関西での首都機能バックアップ構造の 構築に関する意見

平成24年6月20日

関西広域連合

関西経済連合会

京都商工会議所

大阪商工会議所

神戸商工会議所

4月5日、国土交通省が設置する「東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会」における二次とりまとめが公表された。

その中で、バックアップ場所等の要件として、「東京圏と同時被災の可能性が低いこと」、「東京圏との間のアクセスが容易かつ確実であること」、「活用しうる既存の代替施設・設備等が多く存在すること」、「バックアップ体制構築に係る初期コスト、平時の維持管理コストを抑える必要」などが示されている。

しかし、国土全体を視野に入れたバックアップ構造構築に関する本格的な検討は未だ行われていないことから、早急に政府全体での検討を積極的に進めるべきである。また、皇室の安心・安全のための検討がなされていないことは極めて不十分であると指摘しておかなければならない。

関西は、東京圏に次ぐ都市機能を有しており、①東京圏とは一定の距離があり、交通輸送手段や情報通信機能も十分であること、②既に外交機能を担う機関、民間中核機関（日銀、報道機関、大企業本社・本店等）、大学・研究機関（関西文化学術研究都市等）、知（国立国会図書館関西館等）の集積やそれらのバックアップ拠点も設けられていること、③関西広域連合をはじめ官民あがての積極的な協力、応援体制が得られることなど、バックアップ機能を担う上で、他の地域にはない優位性がある。

首都直下地震等の大規模災害の発生が切迫しているとの指摘もあり、想定外の大災害であった東日本大震災の経験も踏まえ、国として早急にバックアップ候補地の選定・整備を行う必要がある。

関西広域連合と関西経済界は、これまでも、非常事態に備えた首都中核機能バックアップ構造構築の必要性について提言を行ってきた。さらに、官民で連携・協力しながら、関西が一体となった取組を推進することとしており、この機会に改めて、国の果たすべき責務について、下記のとおり意見を提出する。

記

1 首都機能の関西における具体的な代替対応の明確化

首都圏での非常事態が生じた場合に備え、首都中枢機能の関西への配置等、国として早急に代替対応や拠点機能整備に向けた具体的な検討を行うこと

なお、当面の措置として、首相官邸の災害対策本部機能を代替、支援、補助できるバックアップ拠点を関西に整備すること

2 国全体の事業継続計画（BCP）策定とその推進

各府省の事業継続計画は策定されているものの、代替拠点が都区部又は東京近郊に置かれており、首都機能が麻痺した場合などには対応できない。

大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置づけを明確にした国会、各府省を含めた国全体の事業継続計画（BCP）を策定するとともに、適切かつ迅速に計画を推進すること

3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること

4 皇室の安心・安全

日本の大切な皇室の安心・安全と永続を実現するために、皇室の方々に京都にお住まいいただき、御活動していただくことについて検討を行うこと

5 民間企業等のバックアップ構造の構築等

全国レベルの経済団体や民間企業等の本部・本社機能のバックアップの関西での確保と、企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること

6 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、非常事態を想定した備えとして、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに関する社会実験を計画的に行うこと

7 国土の双眼構造の構築

関西が有する首都中枢機能の代替性をより効果的に発揮するため、交通・物流機能や情報通信機能等社会基盤の充実、強化を図るとともに、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を進めること

平成24年6月20日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
関西経済連合会	会長	森詳介
京都商工会議所	会頭	立石義雄
大阪商工会議所	会頭	佐藤茂雄
神戸商工会議所	会頭	大橋忠晴

大飯原子力発電所の再起動に伴う今夏の節電目標等の改定方針について

関西電力株式会社管内における電力需給が極めて厳しい見通しにあることから、5月19日の第20回関西広域連合委員会において、今夏の節電目標を平成22年度比で15%以上とすることなどを決定した。

その後、政府が、大飯原子力発電所3・4号機の再起動を決定するとともに、これを踏まえて「今夏の節電目標の改定方針について」を決定したことから、本日、国及び関西電力から、大飯原発再起動後の電力需給の見通しや節電目標の改定方針について説明を受けたところである。

その結果、3・4号機の再起動が確実となるまでには4週間程度を要するが、再起動が確実となった段階では、供給力の大幅な増加が見込まれることから、関西広域連合としては、国や関西電力と連携協力し、今夏の節電目標等を以下の方針で改定することとする。

大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階^{*}で、節電目標を平成22年度比で10%以上に低減する。

なお、数値目標を伴う節電要請期間（7月2日～9月7日の平日。ただし、8月13～15日は除く。）及び時間帯（9時～20時）等は変更しない。

※ 再起動して発電が開始され、定格熱出力一定運転となった段階

また、大飯原子力発電所4号機の再起動が確実となった段階においても、節電目標を平成22年度比で10%以上を維持しつつ、産業活動等については事業に支障のない範囲で取り組むこととし、その方向で、国においても検討することを要請する。

なお、3号機の再起動が確実となる段階までは、5月19日の関西広域連合委員会で決定した節電目標を堅持するとともに、その後も火力発電所のトラブルリスクを考慮すると厳しい状況にあることから、引き続き節電の取組を進めることとする。

平成24年6月30日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身

(連携団体)	京都市長	門川大作
(連携団体)	神戸市長	矢田立郎

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

(3) 移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・ 6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・ 特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

等

6 事務等移譲計画の認定

① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、②の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・ 移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・ 移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・ 特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあつては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
- ・ 事務等移譲計画の目標
- ・ 特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
- ・ 移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの
- ・ 特定広域連合にあつては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

等

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・ 事務等移譲基本方針に適合するものであること。
- ・ 移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・ 事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3（1）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

- ⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。
- ⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。
- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7 事務等の移譲

- ① 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。
- ② 移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるもの限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(註)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- ・ 条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。
 - ・ 予算を調製しようとするとき。
 - ・ 実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。
 - ・ 認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

(注) 広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

国出先機関の事務等の移譲に向けた主な課題について

○ 法案について

- ・ 国の関与については政令委任規定となっているが、国の関与を必要最小限に留め、地方の自主性・自立性が尊重される制度とすべきである。
- ・ 事務の持ち寄りについては、その内容により、事務等移譲計画の認定が左右されないようにすべきである。
- ・ 緊急時において、特定広域連合から国に対する要請も可能にすべきである。
- ・ 財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた丸ごと移管であり、住民福祉向上の観点からも、より具体的に明記すべきである。
- ・ 今国会での法案成立に向けて、速やかに合意形成を図り、手続きを進めるべきである。

○ 移譲の実現に向けて

- ・ 市町村からさまざまな懸念が表明されていることを踏まえ、市町村の理解を得られるよう丁寧に説明や意見交換を行う必要がある。
- ・ 移管対象となる国出先機関の管轄区域を特定広域連合が包括するように進める必要がある。

国出先機関の関西広域連合への移管推進を求める意見書（案）

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みは、平成22年12月に閣議決定された「アクション・プラン」に基づき、平成24年通常国会に関連法案を提出し、平成26年度中に地方への移管を行うとの方針で取り組みが進められ、去る6月8日のアクション・プラン推進委員会において提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」で取りまとめは概ね終了したと考える。

しかるに、その後、政府内での手続きは進んでおらず、今なお、法案が閣議決定がなされていない状況にあることは、誠に遺憾である。

関西広域連合は、広域行政を担う主体として、国出先機関の事務・権限の受け皿となり、関係府県や市町村と連携しながら、移管によるメリットを十分に発揮する決意である。また、関西広域連合議会としても、国の出先機関の移管に際して、議会に求められる機能について自ら拡充・強化していく覚悟であり、その一部は先行して実施している。

よって、政府におかれては、当該法律案の今国会への提出と早期成立を期するとともに、地方の自主性及び自立性が担保されるよう下記の措置を講じられることを強く求めるものである。

記

- 1 移譲の例外とする事務は最小限にとどめ、例外とする場合は本省へ引き上げること。
- 2 移譲される事務等の実施にかかる国の関与は、地方自治法に規定する範囲で最小限にとどめること。
- 3 広域連合へ持ち寄る事務の具体的な内容については、地方の自主性に委ね、事務等移譲計画の認定の要件にしないこと。
- 4 広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じ、柔軟に判断すること。
- 5 大規模災害発生時等の緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応するが、広域連合からの国に対する協力要請も可能とすること。
- 6 移譲事務等の実施に必要な財源については、従来措置されていた予算額を確保すること。また、財政上の措置について異議ある場合は、広域連合から国に対して要請できるよう手続きを整えること。
- 7 国出先機関の原則廃止と地方への移管の意義について、国も市町村に説明をし、その理解を得るよう努めること。また、事務等移譲計画や実施計画の策定にあたり、市町村の意見を聴取するための具体的な手続きや仕組みについて、早急に方針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣

様

関西広域連合議会議長

国出先機関の原則廃止について市町村への十分な説明を求める決議（案）

国出先機関の原則廃止に向けた取り組みについては、去る6月6日に全国市長会が、拙速に進めないよう強く要請する決議を採択するなど、市町村には慎重な声がある。

このように市町村が不安の声を上げるのは、関西広域連合及び構成府県が関係市町村に対して十分な説明を尽くしてこなかったことも一因であると考えられる。

去る6月8日のアクション・プラン推進委員会において提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」によると、特定広域連合が、国出先機関の事務等の移譲を受ける際に作成する「事務等移譲計画」及び、移譲事務等の実施に関して毎年度作成する「実施計画」においては、あらかじめ関係市町村の意見を聴くことが定められている。

よって、国出先機関の原則廃止と関西広域連合への移管を実現し、さらに移管後においてもスムーズに施策を推進していくためには、関係市町村の理解と協力を得ることが肝要となる。

そこで、関西広域連合及び構成府県においては、関係市町村及び市町村議会に対して十分な説明に努め、その理解を得るよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年6月30日

関西広域連合議会

平成24年6月臨時会質問項目及び答弁者一覧

	府県市	質問者	質問時間	質問項目	答弁者・順
1	滋賀県	一括 吉田清一議員	12分	1. 関西広域連合が処理する事務の取扱について 2. 大飯原発の再稼働問題について	連合長
2	和歌山県	一括 尾崎要二議員	12分	1. 農林水産振興への取組について 2. 国出先機関対策について 3. 広域連合の目標の達成について	②副連合長 ①連合長
3	鳥取県	一括 藤井省三議員	12分	1. 広域観光分野の重要性と期待について 2. 「関西観光・文化振興計画」の数値目標達成のための施策・事業について 3. 広域観光ルートについて 4. 関西国際空港と地方空港の結びつきによる域内の国際観光の発展について 5. 海外プロモーションについて	山田委員
4	徳島県	一括 竹内資浩議員	12分	1. 関西の広域救急医療体制を支える人材育成の取組みについて 2. 原子力発電所の再稼働について 3. 大規模災害に強い関西の「グランドデザイン」について	②飯泉委員 ①連合長 ③副連合長
5	大阪府	一問一答 上島一彦議員	5分	1. 電力・エネルギーについて (1) 原発の新たな安全基準について (2) 原発に頼らない新たなエネルギー社会への転換について (3) 今夏の節電対策について (4) 発送電分離と再稼働の事実上容認発言について	- ①連合長 ②嘉田委員 ③橋下委員
6	大阪府	一括 杉本武議員	5分	1. 災害廃棄物の広域処理について (1) フェニックスでの検討状況について (2) 関西広域連合からの発信について	- 連合長
7	大阪府	一問一答 富田健治議員	5分	1. 関西イノベーション国際戦略総合特区について (1) 関西広域連合としての取組みにあたっての考え方について (2) 関西広域連合としての具体的な取組みについて (3) 特区を利用した国際競争力を高める取組みについて	- 松井委員
8	大阪府	一問一答 横倉康幸議員	5分	1. 災害廃棄物の広域処理について (1) フェニックスでの処理について (2) 大阪湾広域臨海環境整備センターでの検討について	- ①連合長 ②松井委員
9	大阪市	一括 木下誠議員	4分	1. 現時点における関西広域連合についての評価と課題	連合長
10	大阪市	一括 小玉隆子議員	4分	1. 政令市の加入に伴う関西広域連合の今後の活動展開について	連合長
11	兵庫県	一問一答 岸口実議員	16分	1. 国出先機関対策について (1) 丸ごと移管実現に向けた今後の取組みについて (2) 移管に対する理解の醸成について 2. 首都機能バックアップ構造の構築について 3. 関西防災・減災プランの充実について (1) 関西の広域防災の今後の取組みについて (2) 感染症対策編の作成について	- ①連合長 ②嘉田委員 ③連合長 - ③連合長
12	京都府	分割 中小路健吾議員	12分	1. 広域原子力防災対策と節電対策について (1) 原子力防災体制について (2) 節電対策について (3) 長期的なエネルギー政策の展開について 2. 今後の関西広域連合の組織体制と人事管理について (1) 執行体制について (2) 事務局体制について (3) 人事管理について	- ①連合長 ②嘉田委員 - ③連合長